

海老名市木造住宅一般診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時における建築物の安全を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、地域住宅計画に基づき、木造住宅の一般診断に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震相談 市が実施する木造住宅耐震相談をいう。
- (2) 一般診断 1級建築士、2級建築士又は木造建築士で神奈川県木造住宅耐震診断講習会又はこれと同等と市長が認める講習会を修了した者が「木造住宅の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局監修・財団法人日本建築防災協会発行）」に基づく一般診断法により木造住宅を調査し、報告書を作成する耐震診断で、市の補助事業により行うものをいう。
- (3) 地域住宅計画 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条第1項に規定する地域住宅計画

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、次の各号のいずれにも該当する木造住宅に対する一般診断とする。

- (1) 市内に住所を有する者が自ら所有し、現に居住するもの
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築工事に着手した一戸建住宅、二世帯住宅又は併用住宅であるもの。ただし、建築確認を受け昭和56年6月1日以後に増改築工事に着手した部分の延べ面積が、既存部分

の2分の1未満のものは対象とする。

- (3) 2階建て以下であるもの
- (4) 在来工法による木造住宅であるもの
- (5) 次のア又はイいずれかに該当する住宅

ア 耐震相談を受けていない住宅

イ 耐震相談の結果、総合評点が1.0未満のもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 市税を滞納している者が行う場合
- (2) この要綱により既に補助金の交付を受けている場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助の対象とすることを特に不適当と認めた場合

(補助金額)

第4条 補助金の額は、一般診断に要する経費の2分の1の額とし、5万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、一般診断を行う前に、海老名市木造住宅一般診断費補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは固定資産(家屋)評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類
- (2) 一般診断の見積書の写し
- (3) 市税納付状況調査同意書(第2号様式)又は市税に未納がないことを証する書類
- (4) 耐震相談の結果報告書の写し(耐震相談を受けたものに限る。)

(5) 診断士が建築士であることを証する書類

(6) 診断士が神奈川県木造住宅耐震診断講習会又はこれと同等と市長が認める講習会を終了したことを証する書類

(7) その他市長が必要とする書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要ないと認めた場合は、同項各号の規定に掲げる書類の一部の添付を省略することができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、海老名市木造住宅一般診断費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(申請の変更又は取下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合には、海老名市木造住宅一般診断費補助金交付（変更・取下げ）申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(変更通知等)

第8条 市長は、前条の申請により交付決定の変更又は取消を行った場合には、海老名市木造住宅一般診断費補助金交付決定（変更・取消）通知書（第5号様式）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定の通知を受理した日から60日以内に、一般診断を終了し海老名市木造住宅一般診断費補助金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 一般診断の結果報告書の写し

(2) 一般診断に係る領収書の写し

(補助金の確定通知)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理し、補助金額の確定を行った場合は、当該申請者に対し、速やかに海老名市木造住宅一般診断費補助金確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金の確定通知を受けた者は、海老名市木造住宅一般診断費補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

《平成18年5月1日・制定》

《平成18年8月18日・一部改正》

《平成21年4月1日・一部改正》

《平成26年4月1日・一部改正》

《平成27年4月1日・一部改正》

第1号様式 (第5条関係)

海老名市木造住宅一般診断費補助金交付申請書

年 月 日

海老名市長 殿

住所
申請者 氏名 (印)
電話番号

海老名市木造住宅一般診断費補助金交付要綱第5条の規定により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

建 物 概 要	建築物の所在地	海老名市
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> () 併用住宅
	階数	階建
	面積	1階 m ² 2階 m ² 延べ面積 m ²
	建築年度	昭和 年 月頃着工
	一般診断予定日	年 月頃
	交付申請額	円

- 添付書類 (1) 建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは固定資産(家屋)評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類
(2) 一般診断の見積書の写し
(3) 市税納付状況調査同意書(第2号様式)又は市税に未納がないことを証する書類
(4) 耐震相談の結果報告書の写し(耐震相談を受けたものに限る。)
(5) 診断士が建築士であることを証する書類
(6) 診断士が神奈川県木造住宅耐震診断講習会又はこれと同等と市長が認める講習会を終了したことを証する書類
(7) その他()

備考 ※ 暴力団員でないことを確認するため、本申請に記載された個人情報
を神奈川県警察本部に照会することについて、同意します。
※ 本申請で提出した書類について、海老名市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要
綱に基づく補助金交付の申請で使用することに同意します。

第2号様式 (第5条関係)

市税納付状況調査同意書

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

氏 名

Ⓜ

海老名市木造住宅一般診断費補助金交付申請に当たり、私に係る海老名市市税の納付状況について、貴職が職権で調査することに同意します。

納付状況調査に同意する項目

- 1 市県民税
- 2 固定資産税・都市計画税 (土地・家屋)
- 3 軽自動車税

第3号様式（第6条関係）

海老名市木造住宅一般診断費補助金交付決定通知書

海老名市指令第 号
年 月 日

様

海老名市長

年 月 日付けで申請のあった海老名市木造住宅一般診断費補助金については、次のとおり決定したので、海老名市木造住宅一般診断費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

交付決定金額 円

対象建築物	建築物の所在地	海老名市
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> （ ）併用住宅
	階数	階建

条件等

- (1) この補助の対象は、年 月 日付け海老名市木造住宅一般診断費補助金交付申請書記載のとおりとする。
- (2) 申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合には、速やかに市長に海老名市木造住宅一般診断費補助金交付（変更・取下げ）申請書（第4号様式）を提出しなければならない。
- (3) 一般診断が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は一般診断の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助条件又は市長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付を取り消すことがある。
- (5) この補助金の交付の決定の内容又は補助条件に不服があるときは、この通知書を受理した日から20日以内に申請を取り下げることができる。
- (6) 交付決定通知後60日以内に一般診断を終了し、海老名市木造住宅一般診断費補助金実績報告書（第6号様式）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。この場合において、申請書等が適当と認められない場合は、補助金の交付決定を取り消すことがある。
- (7) 補助金確定通知後、速やかに海老名市木造住宅一般診断費補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。
- (8) その他海老名市補助金等の交付に関する規則及び海老名市木造住宅一般診断費補助金交付要綱の定めに従うこと。

第4号様式 (第7条関係)

海老名市木造住宅一般診断費補助金交付 (変更・取下げ) 申請書

年 月 日

海老名市長 殿

住所

申請者 氏名

印

電話番号

海老名市木造住宅一般診断費補助金交付要綱第7条の規定により 年 月 日付けで交付決定のあった一般診断について、変更又は取下げの申請をします。

建築物の所在地	海老名市
用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> () 併用住宅
階数	階建
変更・取下げ区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取下げ
変更内容・理由 又は 取下げの理由	
処理欄	

第5号様式（第8条関係）

海老名市木造住宅一般診断費補助金交付決定（変更・取消）通知書

海老名市指令第 号
年 月 日

様

海老名市長

年 月 日付けで交付決定した、一般診断費補助金交付に係る決定を次のとおり変更する・取消すので、海老名市木造住宅一般診断費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

対象建築物	建築物の所在地	海老名市
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> （ ）併用住宅
	階数	階建
変更内容・理由 又は 取消し理由		
備考		

第6号様式 (第9条関係)

海老名市木造住宅一般診断費補助金実績報告書

年 月 日

海老名市長 殿

住所
申請者 氏名 ⑩
電話番号

海老名市木造住宅一般診断費補助金交付要綱第9条の規定により、年 月 日付けで交付決定のあった一般診断が完了したので、関係書類を添えて提出します。

建築物所在地	海老名市	
一般診断総合評点		
一般診断士	登録番号	
	建築事務所・ 技術者氏名	
	電話番号	
実績金額	円	
交付決定金額	円	
添付書類	(1) 木造住宅一般診断結果報告書の写し (2) 一般診断に係る領収書の写し	
備考		

第7号様式（第10条関係）

海老名市木造住宅一般診断費補助金確定通知書

海都計発 号

年 月 日

様

海老名市長

年 月 日付け海老名市指令第 号で交付決定通知した

年度海老名市木造住宅一般診断費補助金については、年 月 日に受理した海老名市木造住宅一般診断費補助金実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定したので、海老名市木造住宅一般診断費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

確 定 額 円

第8号様式 (第11条関係)

海老名市木造住宅一般診断費補助金請求書

年 月 日

海老名市長 殿

住所
申請者 氏名 ⑩
電話番号

海老名市木造住宅一般診断費補助金交付要綱第11条の規定により、年 月 日付けで
確定通知のあった一般診断費補助金を次のとおり請求します。

交付請求額 円

振込先